

平成23年4月から

「みやぎ環境税」

を実施します

宮城の豊かな自然を守り、次の世代へ引き継いでいくため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

Q 「みやぎ環境税」は、みんなが納めるのですか？

A 対象となるのは、住民税（県民税均等割）が課税されている方です。

■納める人は？ 住民税（県民税均等割）の納税義務者と同じです。
●個人：1月1日現在で県内に住所などを有する個人
（所得が一定の額以下の方など、県民税均等割が課税されない方は非課税です。）
●法人：県内に事務所・事業所などを有する法人

■納税のしくみは？ 現行の住民税といっしょに納税していただくしくみです。
（従来の住民税に下記の金額を加算して納めていただきますので、特別な手続きなどはありません。）

■納める額は？ ●個人：年1,200円
●法人：法人県民税均等割（標準税率）の10%相当額

■税の使い道は？ 地球温暖化など差し迫った環境問題に対応するため、主に森林機能の強化やクリーンエネルギーの利用推進に活用します。
（詳しくは裏面をご覧ください。）
この税収は、使い道を明らかにするため基金に積み立て、他の財源とは区分して管理します。

■実施期間は？ 平成23年度から5年間です。

「みやぎ環境税」を活用した取組

「みやぎ環境税」を活用した事業については、「環境立県みやぎ」の実現のため、下記の目指すべき姿に向かって、地球温暖化防止や森林環境の維持保全など差し迫った環境問題への取組を進めていきます。

- 低炭素社会構築に向けた新しいライフスタイルを県民挙げて創造していく宮城県
- 森林や生物多様性など自然環境を積極的に守り育てる宮城県

県民のみなさまに「環境立県みやぎ」の実現を実感いただけるよう、4つの視点に立って事業を展開してまいります。

◎「みやぎ環境税」を活用した事業を展開して、「環境立県みやぎ」を目指す4つの視点

1. 地球にやさしいライフスタイルの創造

県民の率先行動を
支援する



(事業例)

- ・ 県産材利用住宅の普及促進
- ・ 住宅用太陽光発電設備の普及促進
- ・ 電気自動車等の普及と基盤整備

2. 環境と調和した産業の振興

クリーンエネルギー
関連産業の振興



企業の率先行動を
支援する

(事業例)

- ・ 省エネルギー型設備導入の支援
- ・ 企業の自然エネルギー活用促進
- ・ クリーンエネルギー等関連製品開発支援

3. 環境立県を支える人材の育成

環境教育による
人材育成



(事業例)

- ・ 県立学校でのクリーンエネルギー活用実践教育の推進
- ・ 環境情報の発信・学習機能の充実

4. 森林機能や生物多様性など環境基盤の整備

二酸化炭素吸収源としての
森林機能強化



豊かな自然環境の確保とやすらぎ
潤いのある生活空間の創造

(事業例)

- ・ 二酸化炭素吸収機能を高める間伐の推進
- ・ 住民参加の里山づくり支援
- ・ 野生鳥獣の適正な管理

■お問合せ先 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁内

【税のしくみについて】

総務部税務課 TEL: 022-211-2323
E-mail: zeimu@pref.miyagi.jp

【税の使いみちについて】

環境生活部環境政策課 TEL: 022-211-2661
E-mail: kankyo-s@pref.miyagi.jp

詳しくは、宮城県ホームページをご覧ください。http://www.pref.miyagi.jp/